

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年9月24日
【中間会計期間】	第63期中（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）
【会社名】	株式会社日高カントリー倶楽部
【英訳名】	HIDAKA COUNTRY CLUB CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大河原 茂夫
【本店の所在の場所】	埼玉県日高市高萩1203番地
【電話番号】	042(989)1311（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 松本 護
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町2丁目2番3号
【電話番号】	03(3502)2333
【事務連絡者氏名】	顧問 早坂 正勝
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第61期中	第62期中	第63期中	第61期	第62期
会計期間	自平成31年 1月1日 至令和元年 6月30日	自令和2年 1月1日 至令和2年 6月30日	自令和3年 1月1日 至令和3年 6月30日	自平成31年 1月1日 至令和元年 12月31日	自令和2年 1月1日 至令和2年 12月31日
売上高 (千円)	414,271	329,708	441,706	895,590	775,694
経常利益又は経常損失 () (千円)	38,859	43,020	24,292	74,234	71
中間(当期)純利益又は純損失 () (千円)	40,549	44,812	16,258	77,624	4,167
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	1,213,350	1,213,350	1,213,350	1,213,350	1,213,350
発行済株式総数 (株)	2,547	2,547	2,547	2,547	2,547
純資産額 (千円)	1,311,827	1,229,914	1,286,836	1,274,762	1,270,557
総資産額 (千円)	3,992,649	3,842,274	3,913,545	3,795,767	3,769,563
1株当たり純資産額 (円)	611,004.74	572,852.73	599,364.88	593,741.15	591,782.55
1株当たり中間(当期)純利益又は純損失 () (円)	18,886.65	20,872.11	7,572.53	36,154.70	1,941.20
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	-	-	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	32.9	32.0	32.9	33.6	33.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	112,724	97,301	190,207	6,775	69,924
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	62,030	3,410	46,155	27,929	94,040
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	27,359	14,359	37,811	49,218	36,072
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円)	496,433	400,504	647,416	320,972	448,864
従業員数 (名) (外、平均臨時雇用者数)	59 (106)	51 (105)	60 (106)	59 (104)	51 (104)

(注) 1 売上高には消費税等は含まれていない。

2 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していない。

3 当社は中間連結財務諸表を作成していないので中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載していない。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はない。

3【関係会社の状況】

該当事項なし。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の従業員の状況

令和3年6月30日現在

従業員数(名)	60(106)
---------	---------

(注) 1 従業員数は、就業人員である。

2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人数である。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されていない。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当中間会計期間において、経営方針、経営環境及び対処すべき課題等に重要な変更はない。
また、新たに定めた経営方針等及び新たに生じた対処すべき課題はない。

2【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。
当中間会計期間において、新型コロナウイルス感染症拡大により、競技の中止やコンペパーティーの中止等、当社の事業活動は影響を受けている。
引き続き状況を注視し、対策を講じていく。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりである。

財政状態及び経営成績の状況

当中間会計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛要請等により、経済活動が抑制され極めて厳しい状況にある。緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置により、先行きは極めて不透明な状況にある。

ゴルフ事業を取り巻く経営環境については外出自粛ながら、徐々に回復しつつあるものの厳しい状態が続いている。

このような状況において、当社は国及び自治体の要請を遵守するように社員に周知徹底をし、社員及びお客様の安全を最優先としつつサービスの供給、提供に向けて責任ある対応に努めてまいり所存である。

この結果、当中間会計期間の入場者数は25,802名（前年同期比33.9%増）となった。財政状態、経営成績については以下のとおりとなった。

a. 財政状態

当中間会計期間末の資産の部合計は、前事業年度末と比較して143,982千円（3.8%）増加し、3,913,545千円となった。また負債の部合計は、前事業年度末と比較して127,703千円（5.1%）増加し、2,626,709千円となった。

b. 経営成績

当中間会計期間の売上高は、441,706千円（前年同期比34.0%増）となり、経常利益24,292千円（前年同期は経常損失43,020千円）、中間純利益は16,258千円（前年同期は中間純損失44,812千円）となった。

当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略している。

キャッシュ・フローの状況

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末と比較して198,552千円増加し、647,416千円（前事業年度末比44.2%増）となった。

当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりである。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、前受金の115,556千円の増加等により190,207千円の収入（前年同期は97,301千円の収入）となった。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、定期預金50,000千円の払戻により46,155千円の収入（前年同期は3,410千円の支出）となった。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、会員預り保証金による収入が37,000千円あった一方で、会員預り保証金の返還による支出が68,500千円あったこと等により37,811千円の支出（前年同期は14,359千円の支出）となった。

仕入及び販売の実績

当社は、ゴルフ事業単一のセグメントであるため、セグメント別の記載を省略している。

a. 商品仕入実績

当中間会計期間の商品仕入実績を品目別に示すと次のとおりである。

品目別	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	前年同期比(%)
食堂原材料(千円)	14,726	+44.0
売店商品(千円)	12,709	+48.6
合計(千円)	27,435	+46.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれていない。

b. 販売実績

当中間会計期間の販売実績を収入別に示すと次のとおりである。

区分	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)	前年同期比(%)
	金額(千円)	
年会費及びロッカー収入	105,051	+22.8
プレイ収入	261,968	+36.2
食堂売店売上高	64,653	+46.5
その他収入	10,032	+30.6
合計	441,706	+34.0

(注) 1. 上記の金額は消費税等、及びゴルフ場利用税を含まない実績収入額によっている。

2. 「その他収入」は、貸ロッカー、練習ボール代、コース使用料等の収入である。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりである。

なお、文中の将来に関する事項は、当中間会計期間の末日現在において判断したものである。

重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されている。この中間財務諸表の作成にあたって、当社が採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 中間財務諸表等(1) 中間財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりである。

なお、中間財務諸表の作成にあたって、資産・負債や収益・費用に影響を与える見積りは、一定の会計基準の範囲内において過去の実績やその時点で入手可能な情報に基づき合理的に判断しているが、実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

当中間会計期間の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態

(流動資産)

流動資産は前事業年度末と比較して155,096千円(11.9%)増加し、1,462,610千円となった。この主な要因は、現金及び預金148,552千円の増加によるものである。

(固定資産)

固定資産は同11,113千円(0.5%)減少し2,450,934千円となった。この主な要因は有形固定資産9,697千円の減少によるものである。

(流動負債)

流動負債は同158,229千円(151.9%)増加し、262,398千円となった。この主な要因は前受金115,556千円の増加及び未払費用41,423千円の増加によるものである。

(固定負債)

固定負債は同30,526千円(1.3%)減少し、2,364,311千円となった。この主な要因は会員預り保証金31,500千円の減少によるものである。

(純資産)

当中間会計期間末の純資産の部合計は、同16,279千円(1.3%)増加し、1,286,836千円となった。この主な要因は中間純利益16,258千円の計上によるものである。

b. 経営成績等

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりである。

c. キャッシュ・フローの分析

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりである。

d. 資本の財源及び資金の流動性

当中間会計期間における現金及び現金同等物は198,552千円増加したが、この主な要因は年会費の入金があったことによるものである。

今後の資金需要に対しては内部資金で賄うことを原則としており、外部借入れ資金調達を行うことは考えていない。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項なし。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はない。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,980
計	2,980

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在発行数 (株) (令和3年6月30日)	提出日現在発行数(株) (令和3年9月24日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,547	2,547	該当事項なし	当社は単元株制度は採用していない。
計	2,547	2,547	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項なし

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項なし

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
令和3年6月30日	-	2,547	-	1,213,350	-	-

(5) 【大株主の状況】

令和3年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
東ソー(株)	東京都港区芝3-8-2	166	7.7
高橋 正孝	東京都大田区	130	6.1
大河原 茂夫	埼玉県日高市	101	4.7
日産東京販売ホールディングス(株)	東京都品川区西五反田4-32-1	95	4.4
金沢 朋子	東京都目黒区	41	1.9
内藤 潔	東京都杉並区	21	1.0
(株)集英社	東京都千代田区一ツ橋2-5-10	5	0.2
医療法人社団明芳会	東京都板橋区小豆沢2-12-7	3	0.1
宮本製粉(株)	東京都練馬区高松2-28-17	3	0.1
計		565	26.3

(注) 上記のほか自己株式が400株ある。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,147	2,147	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	2,547	-	-
総株主の議決権	-	2,147	-

【自己株式等】

令和3年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)日高カントリー倶楽部	埼玉県日高市高萩1203番地	400	-	400	15.7
計	-	400	-	400	15.7

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はない。

第5【経理の状況】

- 1 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成している。
- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の中間財務諸表について監査法人A & Aパートナーズの間接監査を受けている。
- 3 当社は、子会社がないため、中間連結財務諸表は作成していない。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,248,864	1,397,416
営業未収入金	34,437	37,557
たな卸資産	11,992	13,789
その他	12,219	13,846
流動資産合計	1,307,514	1,462,610
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	275,993	271,699
構築物(純額)	215,122	210,519
機械及び装置(純額)	52,710	47,873
車両運搬具(純額)	2,079	1,479
工具、器具及び備品(純額)	12,315	11,264
立木	170,480	170,400
コース	553,509	553,509
土地	1,087,461	1,087,461
リース資産(純額)	9,938	15,706
有形固定資産合計	1 2,379,612	1 2,369,915
無形固定資産	3,750	3,438
投資その他の資産		
投資有価証券	113	134
敷金及び保証金	72,875	72,875
長期前払費用	3,767	3,102
その他	1,928	1,469
投資その他の資産合計	78,684	77,581
固定資産合計	2,462,048	2,450,934
資産合計	3,769,563	3,913,545
負債の部		
流動負債		
買掛金	7,012	7,676
リース債務	4,549	5,039
未払法人税等	7,252	13,160
未払消費税等	2 26,089	2 17,114
賞与引当金	3,933	4,381
その他	55,331	215,025
流動負債合計	104,168	262,398
固定負債		
リース債務	6,262	12,152
入会金預り金	339,600	334,400
会員預り保証金	2,013,000	1,981,500
退職給付引当金	35,975	36,259
固定負債合計	2,394,837	2,364,311
負債合計	2,499,005	2,626,709

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,213,350	1,213,350
資本剰余金		
その他資本剰余金	108,000	108,000
資本剰余金合計	108,000	108,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	570,000	570,000
繰越利益剰余金	344,387	328,129
利益剰余金合計	225,612	241,870
自己株式	276,412	276,412
株主資本合計	1,270,550	1,286,808
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6	27
評価・換算差額等合計	6	27
純資産合計	1,270,557	1,286,836
負債純資産合計	3,769,563	3,913,545

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
売上高	329,708	441,706
売上原価	1 368,529	1 435,572
売上総利益又は売上総損失()	38,820	6,133
販売費及び一般管理費	1 57,652	1 68,961
営業損失()	96,472	62,827
営業外収益	2 53,452	2 87,235
営業外費用	-	115
経常利益又は経常損失()	43,020	24,292
特別損失	3 171	3 79
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	43,192	24,212
法人税、住民税及び事業税	1,620	7,954
法人税等合計	1,620	7,954
中間純利益又は中間純損失()	44,812	16,258

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	340,219	229,780	276,412	1,274,718
当中間期変動額								
中間純損失（ ）					44,812	44,812		44,812
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）								
当中間期変動額合計	-	-	-	-	44,812	44,812	-	44,812
当中間期末残高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	385,032	184,967	276,412	1,229,905

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	44	44	1,274,762
当中間期変動額			
中間純損失（ ）			44,812
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	35	35	35
当中間期変動額合計	35	35	44,847
当中間期末残高	9	9	1,229,914

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	344,387	225,612	276,412	1,270,550	
当中間期変動額									
中間純利益					16,258	16,258		16,258	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）									
当中間期変動額合計	-	-	-	-	16,258	16,258	-	16,258	
当中間期末残高	1,213,350	108,000	108,000	570,000	328,129	241,870	276,412	1,286,808	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	6	6	1,270,557
当中間期変動額			
中間純利益			16,258
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	21	21	21
当中間期変動額合計	21	21	16,279
当中間期末残高	27	27	1,286,836

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益又は税引前中間純損失()	43,192	24,212
減価償却費	35,609	31,773
受取利息及び受取配当金	446	427
有形固定資産除却損	171	79
賞与引当金の増減額(は減少)	65	448
退職給付引当金の増減額(は減少)	156	283
売上債権の増減額(は増加)	2,588	3,119
たな卸資産の増減額(は増加)	194	1,797
前払費用の増減額(は増加)	3,032	2,586
仕入債務の増減額(は減少)	2,891	664
未払消費税等の増減額(は減少)	561	8,975
未払費用の増減額(は減少)	23,102	41,423
前受金の増減額(は減少)	94,050	115,556
預り金の増減額(は減少)	2,837	1,795
前受収益の増減額(は減少)	4,804	4,804
その他	820	699
小計	98,474	191,634
利息及び配当金の受取額	446	427
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,620	1,855
営業活動によるキャッシュ・フロー	97,301	190,207
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の払戻による収入	-	50,000
有形固定資産の取得による支出	3,410	3,844
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,410	46,155
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	1,859	3,011
会員預り金の返還による支出	-	3,300
会員預り保証金による収入	23,000	37,000
会員預り保証金の返還による支出	35,500	68,500
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,359	37,811
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	79,531	198,552
現金及び現金同等物の期首残高	320,972	448,864
現金及び現金同等物の中間期末残高	400,504	647,416

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)を採用している。

その他の有価証券

時価のあるもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの

総平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については定額法によっている。

(2)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっている。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用している。

4 引当金の計上基準

(1)賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上している。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生している額を計上している。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっている。

6 その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にある。外部の情報源に基づく情報等を踏まえ、当該影響が概ね令和3年度は継続するものと仮定して令和3年12月期中間会計期間の固定資産の減損会計等の会計上の見積りを行っている。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,613,503千円	2,642,896千円

2 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ流動負債の「未払消費税等」として表示している。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
有形固定資産	35,280千円	31,460千円
無形固定資産	329	312

2 営業外収益の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
受取利息	442千円	424千円
名義書換料	38,500	70,500

3 特別損失の主要項目

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
立木除却損	171千円	79千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	2,547	-	-	2,547

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	400	-	-	400

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項なし。

4 配当に関する事項
該当事項なし。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	2,547	-	-	2,547

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	400	-	-	400

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項なし。

4 配当に関する事項
該当事項なし。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
現金及び預金勘定	1,300,504千円	1,397,416千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	900,000	750,000
現金及び現金同等物の中間期末残高	400,504	647,416

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。

なお、時価を把握する事が極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。(注2)を参照)

前事業年度(令和2年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	1,248,864	1,248,864	-

当中間会計期間(令和3年6月30日)

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
現金及び預金	1,397,416	1,397,416	-

(注1)金融商品の時価の算定方法

現金及び預金

これらは短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから当該帳簿価額によっている。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区 分	前 事 業 年 度 (令和2年12月31日)	当 中 間 会 計 期 間 (令和3年6月30日)
敷金及び保証金 *1	72,875	72,875
入会金預り金 *2	339,600	334,400
会員預り保証金 *2	2,013,000	1,981,500

*1 敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、退去予定がないことから将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていない。

*2 入会金預り金及び会員預り保証金は、償還期限が定められていないことから将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていない。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前事業年度(令和2年12月31日)

該当事項なし

当中間会計期間(令和3年6月30日)

該当事項なし。

2. その他有価証券

前事業年度(令和2年12月31日)

(単位:千円)

区 分	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	113	106	6
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	113	106	6
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	113	106	6

当中間会計期間(令和3年6月30日)

(単位:千円)

区 分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差 額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	134	106	27
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	134	106	27
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小 計	-	-	-
合 計	134	106	27

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

当社は、ゴルフ場事業単一のセグメントであるため記載を省略している。

当中間会計期間(自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)

当社は、ゴルフ場事業単一のセグメントであるため記載を省略している。

【関連情報】

前中間会計期間(自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

ゴルフ場事業の外部顧客への売上高が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略している。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に区分した金額が中間損益計算書の売上高の90%を超えるため、地域ごとの売上高の記載を省略している。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略している。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略している。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項なし。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項なし。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項なし。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項なし。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日）

該当事項なし。

当中間会計期間（自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日）

該当事項なし。

(1 株当たり情報)

	前中間会計期間 (自 令和2年1月1日 至 令和2年6月30日)	当中間会計期間 (自 令和3年1月1日 至 令和3年6月30日)
1株当たり中間純利益又は純損失()	20,872円11銭	7,572円53銭
(算定上の基礎)		
中間純利益又は純損失()(千円)	44,812	16,258
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間純利益又は純損失()(千円)	44,812	16,258
普通株式の期中平均株式数(株)	2,147	2,147

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していない。

	前事業年度 (令和2年12月31日)	当中間会計期間 (令和3年6月30日)
1株当たり純資産額	591,782円55銭	599,364円88銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額(千円)	1,270,557	1,286,836
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額 (千円)	1,270,557	1,286,836
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期 末)の普通株式の数(株)	2,147	2,147

(重要な後発事象)
(自己株式の消却)

令和3年8月20日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却に係る事項を決議した。

1 自己株式消却を行う理由

資本効率の向上及び発行済株式総数の減少による株主利益の増大を図ることを目的に実施するものである。

2 自己株式消却に関する内容

(1) 消却する株式の種類

当社普通株式

(2) 消却する株式の総数

400株(消却前の発行済株式総数に対する割合 15.7%)

(3) 消却日

令和3年9月30日

(4) 消却方法

資本剰余金から減額

(5) 消却後の発行済株式総数

2,147株

(2) 【その他】

該当事項なし。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第62期）（自 令和2年1月1日 至 令和2年12月31日）令和3年3月30日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の中間監査報告書

令和3年9月22日

株式会社日高カントリー倶楽部

取締役会御中

監査法人 A & A パートナーズ

東京都中央区

指定社員 公認会計士 佐藤 禎 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 寺田 聡司 印
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社日高カントリー倶楽部の令和3年1月1日から令和3年12月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社日高カントリー倶楽部の令和3年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（令和3年1月1日から令和3年6月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。